

四日市市保育所入所児童の保育委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第31号

四日市市保育所入所児童の保育委託に関する規則の一部を改正する規則

四日市市保育所入所児童の保育委託に関する規則（平成12年四日市市規則第30号）の一部を改正する。

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第4条 第2条の規定により保育の実施を委託する場合の入所手続き及び費用の徴収等については、<u>四日市市保育の実施に関する条例施行規則(平成10年四日市市規則第18号)及び四日市市保育所等の入所に関する規則(平成26年四日市市規則第50号)並びに四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例(平成29年四日市市条例第22号)</u>を準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第4条 第2条の規定により保育の実施を委託する場合の入所手続き及び費用の徴収等については、<u>四日市市保育の実施に関する条例施行規則(平成10年四日市市規則第18号)及び四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則(昭和38年四日市市規則第16号)</u>を準用する。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)